

笠岡放送株式会社（ゆめネット）光テレビサービス加入契約約款

目次

| | |
|---------------------------|----|
| 第1条 サービスの提供 | 2 |
| 第2条 契約の単位 | 2 |
| 第3条 契約の成立、期限 | 2 |
| 第4条 料金等 | 2 |
| 第5条 月額基本料の支払い | 3 |
| 第6条 月額基本料の減額及び免除 | 3 |
| 第7条 施設の設置及び費用の負担等 | 3 |
| 第8条 便宜の提供 | 4 |
| 第9条 加入契約の休止等 | 4 |
| 第10条 設置場所の変更等 | 4 |
| 第11条 名義の変更 | 4 |
| 第12条 氏名等変更の届け出 | 4 |
| 第13条 加入契約の解除 | 4 |
| 第13条の2 初期契約解除 | 5 |
| 第14条 本サービス業務内容の変更 | 5 |
| 第15条 自主放送番組 | 5 |
| 第16条 無断使用、著作権及び著作隣接権侵害の禁止 | 5 |
| 第17条 加入者の義務違反による停止等 | 5 |
| 第18条 停止等の解除 | 6 |
| 第19条 本サービスの一時中断 | 6 |
| 第20条 故障の調査及び修理 | 6 |
| 第21条 責任事項 | 6 |
| 第22条 免責事項 | 6 |
| 第23条 定めなき事項 | 7 |
| 第24条 個人情報の取り扱い | 7 |
| 第25条 約款の改定 | 7 |
| 第26条 合意管轄裁判所 | 7 |
| 第27条 分離可能性 | 7 |
| 第28条 準拠法 | 7 |
| 第29条 遅延損害金 | 7 |
| 第30条 消費税 | 8 |
| 第31条 ゆめのわ | 8 |
| 1-1 標準工事費（引き込み・宅内工事） | 10 |
| 1-2 その他の工事費（材料及び施工費を含みます） | 11 |

笠岡放送株式会社（以下「当社」といいます）と、当社が提供する有線テレビジョン放送施設によりサービス提供を受ける者（以下「加入者」といいます）との間に締結される契約（以下「加入契約」といいます）は、次の条項によるものとします。

第1条 サービスの提供

当社はサービス提供区域（以下「業務区域」といいます）において、サービス提供に必要な施設を設置するとともに、その維持及び運営に当たるものとします。また、加入者に次のサービス（以下「本サービス」といいます）を提供するものとします。

1. 基本放送サービス

放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送及び超短波放送のうち、当社が定めた放送の同時再送信サービス並びに自主放送サービス。

2. 有料放送サービス

放送法第2条に定める「基幹放送事業者」が行う有料放送の同時再送信サービス。但し、有料放送サービスは前項に定める基本放送サービスを利用する場合に限るものとします。なお、BS放送並びに東経110度CSデジタル放送の再送信については、基幹放送事業者による「有料放送役務標準契約約款」において「第三者」による伝送という位置づけとするものとします。

第2条 契約の単位

1. 加入契約は、加入世帯引込線（以下「引込線」といいます）1回線ごとに行うものとします。
2. 引込線1回線により複数世帯及び複数企業が加入する場合、各世帯及び各企業ごとに加入契約を行うものとします。

第3条 契約の成立、期限

1. 加入契約は、加入者が所定の申込書に必要事項を記載のうえ当社に提出（以下「申込」といいます）し、当社が承諾したときに成立するものとします。但し、次に掲げる事由に該当すると当社が判断した場合（以下「契約非成立条件」といいます）、当該申込を承諾しないことがあるものとします。
 - (1) 当社の提供するサービス等の料金等の義務の履行を怠っているとき。
 - (2) 本サービスにかかる料金等の支払いを怠るおそれがあると認められるとき。
 - (3) 加入者が申込よりも前に当社が提供するサービス等につき当社と契約を締結したことがあり、かつ当社から当該契約を解除又は停止等をされたことがあるとき。
 - (4) 申込に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき。
 - (5) 加入者が未成年者であり、かつその親権者等の同意がないとき。
 - (6) 本約款に違反するおそれがあると認められるとき。
 - (7) 本施設の構築が困難であると判断されるとき。
 - (8) 本サービスを提供する建物及び施設の権利を有する者（以下「物件所有者」といいます）から当該建物及び施設に対する本サービスの提供の承諾が得られないとき。
 - (9) 法令に違反することとなるとき。
2. アパート、マンション等の集合住宅施設（以下「集合住宅」といいます）に対する申込については、原則として物件所有者が代表して行うものとします。集合住宅に入居する者が申込する場合、物件所有者の承諾をあらかじめ得ておくものとします。
3. 加入契約の有効期限は、契約成立の日から加入契約の解除又は加入契約の取り消しまでの期間とするものとします。

第4条 料金等

1. 加入者は、当社が定める別表の料金表により、工事費、月額基本料及び事務手数料を支払うものとします。
2. 工事費及び事務手数料は、工事完了後に支払うものとします。
3. 月額基本料は、原則として本サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌々月の月額基本料（日割計算はしないものとします）

から支払うものとします。但し、特定の建物等で特例の措置を実施している場合はこの限りではないものとします。

4. 日本放送協会（NHK）の受信料（以下「NHK受信料」といいます）は月額基本料に含まないものとします。従って、加入者は別途NHKにNHK受信料を支払うものとします。
5. 工事費、月額基本料及び事務手数料には、有料放送サービスの契約料金及び視聴料金は含まないものとします。従って、加入者は第1条 サービスの提供第2項に定める施設を使用し視聴をする場合、別途、基幹放送事業者と契約する必要があるものとします。
6. 視聴方法、視聴料金の支払い、免責の扱い等、契約条件は全て「人工衛星によるデジタル放送にかかる有料放送役務標準契約約款」に基づいて対応されるものとします。
7. 物価の変動、設備の更新等の理由により、当社が本サービスにかかる料金を改定した場合、加入者は改定された料金を当社に支払うものとします。

第5条 月額基本料の支払い

1. 月額基本料の支払いは、6ヵ月分を1月及び7月に前納で支払うものとします。但し、当社と加入者との合意に基づく場合、この限りではないものとします。
2. 月額基本料の支払い方法は、口座振替又は当社と加入者との合意に基づく方法により支払うものとします。

第6条 月額基本料の減額及び免除

1. 加入者が次の号に該当する場合（以下「減免条件充足」といいます）は、所定の申請書に必要事項を記載のうえ当社に提出することにより月額基本料を減額又は免除出来る（以下「減免等」といいます）ものとします。減免等の新規受付を2020年12月31日をもって終了するものとします。既に減免等の適用を受けており、減免条件充足している場合、当該減免等を継続するものとします。
 - (1) 70歳以上の独居世帯又は世帯主が身体障害者手帳1級又は身体障害者手帳2級を所持している場合、月額基本料を減額出来るものとします。
 - (2) 生活保護法に規定する扶助を受けている場合、月額基本料を免除出来るものとします。

第7条 施設の設置及び費用の負担等

1. 当社は、当社の業務を行うための施設（以下「本施設」といいます）のうち送信所からクロージャージャーボックスまでの施設の設置に要する費用を負担するものとします。
2. 加入者は、本施設のうちクロージャージャーボックスから光コンバータ（以下「光保安器」といいます）までの設置に要する費用を負担するものとします。
3. 本施設のうち送信所から光保安器までの施設（以下「当社の施設」といいます）は当社の所有するものとし、当社の施設以降（光保安器の出力端子以降）の施設（以下「加入者施設」といいます）は加入者が所有するものとします。光保安器に搭載されている電源ユニット（以下「電源部」といいます）は、分離して加入者施設に設置することが出来るものとし、その場合も電源部は、当社が所有するものとします。但し、本サービスに付随するサービス等の機器には、当社所有のもの（以下「貸与機器」といいます）があり、当該貸与機器を加入者に貸与するものとします。貸与機器には、新品の他に展示品を含む回収された光保安器等を清掃及び点検等を実施した再生品があるものとし、加入者は選択出来ないものとします。
4. 当社の業務に必要な施設の設置工事は、当社又は当社が指定する業者が行うものとします。
5. 光保安器は当社の所有とし、加入者に貸与するものとします。また、加入契約解約時には、加入者は当社に光保安器、電源部及び貸与機器を返還しなければならないものとします。
6. 加入者は、本サービスを楽しむために必要とする施設と当社が加入契約している以外の受信設備との相互接続をしてはならないものとします。但し、当社と加入者との合意に基づく接続についてはこの限りではないものとします。

第8条 便宜の提供

1. 加入者は、当社又は当社が指定する業者が設備の検査、修理を行うために加入者の土地、建物、構築物等の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を提供するものとします。
2. 加入者は、加入契約の締結について、物件所有者、その他利害関係者がある場合、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第9条 加入契約の休止等

1. 加入者が、本サービス提供の休止又は再開を希望する場合、申込するものとします。
2. 休止の期間は、本サービスを停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間とし、当該期間の月額基本料については、第4条 料金等の規定に関わらず無料とするものとします。
3. 休止又は再開に要する費用は、加入者が負担するものとします。

第10条 設置場所の変更等

1. 加入者は、業務区域内に限り、光保安器等の設置場所を変更することが出来るものとします。
2. 加入者は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合、申込するものとします。
3. 設置場所を変更するために必要な工事は、当社又は当社が指定する業者が行うものとします。
4. 設置場所の変更に要する費用は、加入者が負担するものとします。

第11条 名義の変更

1. 次の場合において、加入者の異動が生じる場合は、新旧の加入者の関係が二親等以内に限り当社の確認を得て、新加入者は旧加入者の名義を変更することが出来るものとします。
 - (1)相続の場合。
 - (2)新加入者が加入契約に定める旧加入者の受信機の設置場所において、本サービスを受けることについて旧加入者の権利義務を継承する場合。
2. 新加入者は、前項の規定により名義を変更しようとする場合、申込するものとします。

第12条 氏名等変更の届け出

1. 加入者は、氏名、名称、住所又は居所又は請求書の送付先に変更があった場合、当該変更を速やかに当社に届け出るものとします。但し、当該変更があったにもかかわらず、当社に届け出がないときは、当社から加入者に行う通知又は意思表示（以下「通知等」といいます）は、当社に届け出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知等をもってその通知等を行ったものとみなすものとします。

第13条 加入契約の解除

1. 加入者は、第13条の2 初期契約解除に定める場合を除いて、加入契約を解除しようとする場合、申込するものとします。
2. 前項により加入契約を解除した場合、既に支払われた工事費及び事務手数料については、原則として返金しないものとし、月額基本料については、加入契約を解除した日の属する月の翌月以降の月額基本料を返金するものとします。
3. 加入契約を解除した場合、クロージャボックスから光保安器までの施設と電源部及び貸与機器は原則として撤去するものとします。但し、当社と加入者との合意に基づく場合、この限りではないものとします。
4. 加入契約の解除及び施設の撤去に要する費用は、加入者が負担するものとします。なお、施設の撤去に伴い加入者が所有、占有する土地、建物、構築物等の復旧を要する場合、復旧に要する費用は、加入者が負担するものとします。
5. 再度加入契約をしようとする場合、加入者は再度申込するものとします。なお、再加入に要する工事費及び事務手数料は、加入者

が負担するものとします。

第13条の2 初期契約解除

1. 加入者は、放送法その他の法令により初期契約解除制度の適用がある場合、契約書面（電子交付による場合を含みます）を受領した日から起算して8日以内は、書面をもって加入契約を解除することが出来るものとします。
2. 前項の場合、当社は加入者に次に掲げる費用等を請求することが出来るものとします。
 - (1)加入契約の解除までに提供された本サービスの月額基本料。
 - (2)加入契約の解除までに実施された工事費（別表）。
 - (3)契約締結費用（事務手数料）（別表）。

第14条 本サービス業務内容の変更

1. 本サービス業務内容は、当社の都合により総務大臣に届け出たうえ、変更することがあるものとします。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じないものとします。
2. 本サービス業務内容を変更する場合、変更内容をあらかじめ加入者に通知するものとします。

第15条 自主放送番組

1. 当社は、都合により事前に予定した放送内容を変更することが出来るものとします。なお、放送内容の変更によって起こる損害の賠償には応じないものとします。

第16条 無断使用、著作権及び著作隣接権侵害の禁止

1. 加入者は、配線、記録媒体等により当社が提供するサービスを不特定又は多数人に対して有償、無償にかかわらず上映、配信、販売、録画機器、インターネット、移動体通信装置、その他の方法による複製及びかかる複製の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権及び著作隣接権を侵害する行為を禁止するものとします。但し、個人的又は家庭内、その他これに準じる限られた範囲内において使用することを目的とする場合はこの限りではないものとします。

第17条 加入者の義務違反による停止等

1. 当社は、次に掲げる事由に該当すると当社が判断した場合、加入者に勧告のうえ本サービスの提供を停止又は加入契約を取り消し出来るものとします。
 - (1)本約款に基づく規定に違反したとき。
 - (2)本施設の管理上、特に支障があるとき。
 - (3)公益の確保のため、特に必要があるとき。
 - (4)加入者が本施設を故意に破損したとき。
 - (5)月額基本料を滞納したとき。
 - (6)加入者が当社の提供するサービス等の料金を滞納したとき。
 - (7)前条項に掲げるものの他、加入者が本施設の運営上著しい支障を及ぼす行為をしたとき。
 - (8)加入者の行為が法令に違反することとなるとき。
 - (9)加入者が当社の許可なく加入者以外の者に本サービスを再販売若しくは提供したとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (10)他者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害したとき、又は侵害するおそれがあるとき。
 - (11)加入者がゆめのわネーム月額料を滞納したとき。
 - (12)当社に提出している加入者情報その他情報について事実と反することが判明したとき。
2. 加入者は、未払いの月額基本料等がある場合、これを納付する義務を負うものとします。また、延滞等の理由により本サービスの

提供を停止した場合、当該停止期間の料金の支払義務は免除されないものとします。

3. 本条による取り消しの場合、クロージャーボックスから光保安器までの施設と電源部及び貸与機器は原則として撤去するものとします。なお、撤去に伴い加入者が所有、占有する土地、建物、構築物等の復旧を要する場合、復旧に要する費用は、加入者が負担するものとします。
4. 本条による取り消しの場合、月額基本料等については、原則として返金しないものとします。
5. 前各項により加入契約を取り消した場合、加入者が別途支払ったNHK受信料及び衛星放送のサービス視聴料金、有料放送サービスの契約料金及び月額基本料等が返金されず加入者に不利益又は損害等が生ずることがあっても当社はその責を負わないものとします。

第18条 停止等の解除

1. 当社は、第17条 加入者の義務違反による停止等に基づき本サービスの提供を停止又は加入契約を取り消したのち、加入者が本約款履行を遵守した場合、本サービス提供の停止又は加入契約の取り消しを解除出来るものとします。
2. 加入者は、当社に別途定める負担金を添えて当社に申し出るものとします。

第19条 本サービスの一時中断

1. 当社は本施設の維持管理の必要上、本サービスの提供を一時中断することがあるものとします。
2. 本サービスの提供を一時中断する場合、当社は事前に加入者にその旨を通知するものとします。但し、緊急を要する事由がある場合、この限りではないものとします。

第20条 故障の調査及び修理

1. 当社又は当社が指定する業者は、加入者から受信異常がある旨の申し出があった場合、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとします。
2. 受信異常の原因が加入者の所有する受信設備及び受信機による場合、加入者がその設備の修復に要する費用を負担するものとします。
3. 加入者の故意又は過失により当社の施設に故障が生じた場合、加入者がその施設の修復に要する費用を負担するものとします。但し、当社が止むを得ない理由があると認める場合はこの限りではないものとします。

第21条 責任事項

1. 第1条 サービスの提供に定める全てのサービスが停止した場合、当社が停止を認知した時刻から起算して48時間以上連続したときに限り、損害を賠償するものとします。
2. 前項の場合において、当社が当該サービスの停止を認知した時刻以降、その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります）について日数を計算し、その日数に対応する月額基本料等を損害とみなし、その金額に限り賠償するものとします。
3. 有料放送サービスが停止した原因が委託放送事業者によるものであった場合、有料放送それぞれの契約約款によるものとします。
4. 当社の故意又は重大な過失によりサービスを提供しなかった場合、前各項の規定は適用しないものとします。

第22条 免責事項

1. 当社は、天災地変、放送事業者施設の機能停止、その他当社の責に帰さない事由により本サービスの停止があった場合、当社の責任外とするものとします。
2. 落雷又は事故等により加入者の受信設備及び受信機が破損した場合、当社の責任外とするものとします。

第23条 定めなき事項

1. 本約款に定めなき事項あるいは疑義が生じた場合、当社、加入者共に誠意をもって協議のうえ解決に当たるものとします。

第24条 個人情報の取り扱い

1. 当社は、加入契約により取得する加入者の個人情報について、次に掲げる事由のとおり取り扱うものとします。
 - (1)有線テレビジョン放送事業及び電気通信事業の各サービス。
 - (2)各サービスに付帯するサービス。
 - (3)各サービスを行うための配送、設置、施工、撤去、課金、請求、回収、督促又は集金等の業務。
 - (4)問合せ、変更、廃止又は苦情等の対応。
 - (5)全てのサービスの加入促進業務。
 - (6)番組視聴状況又は嗜好調査等の業務。
2. 当社は、前項の取り扱いに必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することがあるものとします。
3. 当社は、次に掲げる事由に該当すると当社が判断した場合を除き、加入者以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。
 - (1)加入者の同意を得た場合。
 - (2)裁判官の発付する令状により強制処分として捜索、押収等（刑事訴訟法第218条）がなされる場合。
 - (3)法律上の照会権限を有する公的機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）がなされた場合。その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合。
 - (4)人の生命、身体及び財産等に対して差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合。

第25条 約款の改定

1. 本約款は、総務大臣に届け出たうえ、改定することがあるものとします。
2. 当社は、本約款を改定する旨及び改定後の規約の内容並びにその効力発生時期を当社ウェブサイト (<https://yumenet.jp>) に掲載する方法で告知するものとします。

第26条 合意管轄裁判所

1. 当社と加入者の中で訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する裁判所を当社と加入者の第一審の合意管轄裁判所とするものとします。

第27条 分離可能性

1. 本約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令により、無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定は、完全に有効なものとして、引き続き効力を有するものとします。

第28条 準拠法

1. 本約款は、日本国法を準拠法とするものとします。

第29条 遅延損害金

1. 加入者が、本サービスの料金の支払いを怠った場合、次項に定める方法により算出した額の遅延損害金を当社に支払うものとします。但し、当該料金がその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではないものとします。
2. 遅延損害金の額は、未払料金額に対する年14.6パーセントの割合により算出した額とするものとします。

第30条 消費税

1. 加入者が、当社に対し、本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされているとき並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて地方消費税が賦課されるものとされているときは、加入者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税を合計した額を併せて支払うものとします。

第31条 ゆめのわ

1. 当社は、iOS搭載端末（iOS搭載スマートフォン及びタブレット端末等）やAndroid OS搭載端末（Android OS搭載スマートフォン及びタブレット端末等）等（以下「スマートフォン等」といいます）のスマートフォン等において動作するアプリケーションであるゆめのわ（以下「ゆめのわ」といいます）を提供するものとします。なお、スマートフォン等の種別、ゆめのわのバージョン等によっては、利用出来る機能に制限がある場合があるものとします。また、スマートフォン等の種別等によりゆめのわをインストール出来ない場合があるものとします。
2. ゆめのわの機能等には、ゆめのわに事前にログインしておく必要があるもの（以下「ログイン必須機能」といいます）があり、当該ログイン必須機能の制御は当社が当社の判断により実施するものとします。
3. ログイン必須機能の利用に必要なゆめのわネームとパスワード（以下「ゆめのわネーム等」といいます）は、加入契約1につき3つまで（以下「標準提供ゆめのわネーム上限数」といいます）を加入者に提供するものとします。但し、第6条 月額基本料の減額及び免除第1項2号の免除の対象者及び本サービスを休止している場合及び第17条 加入者の義務違反による停止等の規定に該当し、本サービスの停止等を受けている場合等は除くものとします。
4. 加入者が標準提供ゆめのわネーム上限数を超過してゆめのわネーム等の提供を希望する場合、加入者が申込する必要があるものとします。また、加入者は、別途定めるゆめのわネーム月額料を当社に支払うものとします。
5. 本サービスの業務区域外に居住等する者又は業務区域内であっても何らかの理由により当社が本サービスの提供が出来ない施設等に居住等する場合等で標準提供ゆめのわネーム上限数のゆめのわネーム等が当社から提供されない者（以下「本サービス非提供者」といいます）が希望する場合、本サービス非提供者が申し、当社が承諾する必要があるものとします。但し、契約非成立条件に該当する場合、承諾しないことがあるものとします。また、当該承諾がなされた場合（以下「ゆめのわのみ契約」といいます）において、本サービス非提供者は別途定めるゆめのわネーム月額料を当社に支払うことにより、当社からゆめのわネーム等の提供を受けることが出来るものとします。なお、同じ住所及び世帯等（以下「ゆめのわのみ契約世帯」といいます）で、ゆめのわのみ契約を複数契約することが出来るものとします。
6. 本サービスを休止した場合及び第17条 加入者の義務違反による停止等の規定に該当し、本サービスの停止等を受けた場合、当社は、ゆめのわネーム等の提供を停止又はゆめのわネーム等の削除を出来るものとします。なお、ゆめのわネーム等の提供を停止する場合、システムの都合上、1の加入契約又は1のゆめのわのみ契約世帯に紐づいているゆめのわネーム等が全て停止するものとします。
7. 本サービス非提供者のうち、物件所有者又は物件の管理者等（以下「物件管理者等」といいます）が本サービスの月額基本料を当社に支払っている建物及び施設等に居住等している場合でかつ、所定の書類により物件管理者等が当該事由を証明する旨記載のうえ当社に提出し、当社が承諾した場合、当該本サービス非提供者に標準提供ゆめのわネーム上限数を提供するものとします。
8. 1つのゆめのわネーム等を利用して同時に複数のスマートフォン等にログインすることは出来ないものとします。
9. ゆめのわの利用等にあたり、ゆめのわ利用規約等の個別の規約等（以下「個別規約等」といいます）と一体となって本約款の規定が適用されるものとします。特段の定めがない限り、個別規約等に定める利用条件が本約款に優先して適用されるものとします。
10. ゆめのわにはサービスの特性上、中断やエラーが生じる可能性があるものとします。ゆめのわで視聴及び閲覧等出来る動画等（以下「コンテンツ」といいます）のうち50%以上のコンテンツが視聴及び閲覧等が出来ない状態（以下「ゆめのわ停止状態」といいます）になった場合であり、かつ当社がゆめのわ停止状態を認知した時刻から起算して48時間以上連続したときは、ゆめのわネーム月額料を現に支払っている者に対し、損害を賠償するものとします。

- 1 1. 前項の場合において、当社がゆめのわ停止状態を認知した時刻以降、その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります）について日数を計算し、その日数に対応するゆめのわネーム月額料を損害とみなし、その金額に限り賠償するものとします。但し、当社の故意又は重大な過失によりゆめのわ停止状態が発生した場合、前項の規定は適用しないものとします。
- 1 2. 当社からゆめのわネーム等の提供を受ける者（以下「ゆめのわネーム等提供受領者」といいます）が、所定の方法によりゆめのわネーム等の発行を行うものとします。当該発行に必要な情報は当社からゆめのわネーム等提供受領者に所定の方法により通知するものとします。
- 1 3. ゆめのわネーム月額料は、加入者が月額基本料と合算にて所定の方法により当社に支払うものとします。

別表1. 工事費

1-1 標準工事費（引き込み・宅内工事）

| 項 目 | 料 金 |
|----------------|---------------------|
| ①戸建住宅 | 17,000円 (税込18,700円) |
| ②集合住宅（居室毎引き込み） | 17,000円 (税込18,700円) |
| ③集合住宅（分配器接続） | 7,000円 (税込7,700円) |

1-2 その他の工事費（材料及び施工費を含みます）

| 項 目 | 料 金 |
|--|---------------------|
| ①基本工事費 ※標準工事費が発生する場合は不要 | 2,000円 (税込2,200円) |
| ②屋内用2分配器(1個) | 6,000円 (税込6,600円) |
| ③屋内用3分配器(1個) | 7,000円 (税込7,700円) |
| ④屋内用4分配器(1個) | 8,000円 (税込8,800円) |
| ⑤屋内用5分配器(1個) | 9,000円 (税込9,900円) |
| ⑥屋内用6分配器(1個) | 10,000円 (税込11,000円) |
| ⑦屋内用8分配器(1個) | 12,000円 (税込13,200円) |
| ⑧屋外用2分配器(1個) | 7,000円 (税込7,700円) |
| ⑨屋外用3分配器(1個) | 8,000円 (税込8,800円) |
| ⑩屋外用4分配器(1個) | 9,000円 (税込9,900円) |
| ⑪CATVブースター：定格出力95dB μ V(1個) | 18,000円 (税込19,800円) |
| ⑫CATV・BS/CSブースター：定格出力95dB μ V(1個) | 35,000円 (税込38,500円) |
| ⑬直列ユニット(1個) | 3,500円 (税込3,850円) |
| ⑭同軸ケーブル(1m) | 300円 (税込330円) |
| ⑮テレビチャンネル設定(1台) | 1,000円 (税込1,100円) |
| ⑯録画機チャンネル設定(1台) | 1,000円 (税込1,100円) |
| ⑰アンテナ取り外し(1式) ※取り外したアンテナの処分は出来ません。 | 5,000円 (税込5,500円) |
| ⑱VU/BS(CS)分波器(1個) | 2,300円 (税込2,530円) |
| ⑲電源部(1個) ※紛失等の場合に必要です。分配器接続を除き、標準工事費が発生する場合は不要です。 | 5,000円 (税込5,500円) |

※加入契約の無い施設・建物等への実施又は本サービスを休止している施設・建物等への実施等、その他の工事は受け付け出来ない場合があるものとします。

別表2. 月額基本料及び事務手数料

| 項 目 | 料 金 | 備 考 |
|----------------------|-------------------------|---|
| 月額基本料 | 1,800 円 (税込1,980円) | 10,800円(税込11,880円)(6ヵ月分)×2回 振替日:1月10日、7月10日 ※土日、祝日の場合、翌営業日に振替 |
| 契約締結費用 | 3,000 円 (税込3,300円) | システム登録等の事務手数料 |
| 休止、再開費用 | 5,000 円 (税込5,500円) | サービス提供の休止及び再開 ※再開費用を含みます |
| 休止、再開費用 ※家屋の建て替え等 | 20,000 円 (税込22,000円) | 家屋の建て替え等に伴うサービス提供の休止 及び再開 ※再開費用を含みます |
| 移設費用 | 20,000 円 (税込22,000円) | 業務区域内での本施設の移動 ※引込線の張り替えを要する場合 |
| ゆめのわネーム月額料 (1つ) | 600 円 (税込660円) | |
| 解約費用 | 5,000 円 (税込5,500円) | 加入契約の解除 |

附則

1. 当社は、特に必要がある場合において、本約款に特約を付することが出来るものとします。

2. 本約款は、2011年1月10日より施行します。

本約款の改定は、2013年1月10日より施行します。

本約款の改定は、2014年4月1日より施行します。

本約款の改定は、2015年1月1日より施行します。

本約款の改定は、2016年5月21日より施行します。

本約款の改定は、2020年12月1日より施行します。

本約款の改定は、2021年4月1日より施行します。

本約款の改定は、2021年6月1日より施行します。

本約款の改定は、2022年4月1日より施行します。

本約款の改定は、2022年8月1日より施行します。

本約款の改定は、2022年9月9日より施行します。